○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定

(保健衛生課)

同

保高

険 福

課祉

: : : ○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

て定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…… する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額とし

人

事 課

する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

告

示

目

次

公

告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

(会計管理課)

:

 \equiv \equiv

管行

理経

課営

:

県西

民地

局域

:

Æ.

出

先機 関

示

青森県告示第四百八号

第四千三百 一号

平成二十九年 工月二十二日 (月曜日

表を次のように改める。

二十歳未満	年齢階層
四、七五一円	最低限度額
一三、二八七円	最高限度額

七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	年齢階層
三、九二〇円	三、九二〇円	五、〇〇九円	六、一九一円	六、七九二円	七、〇三二円	六、八九三円	六、六五四円	六、二三三三	五、八九四円	五、三三三円	四、七五一円	最低限度額
一三、二八七円	一五、五五八円	二〇、二九七円	二四、九七六円	二五、六三〇円	二四、二六九円	二一、二七九円	一九、一五七円	一六、四五六円	一三、九五八円	一三、二八七円	一三、二八七円	最高限度額

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員

める額及び最高限度額として定める額) の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十二日

三 村 申

青森県知事

吾

2 前の例による。 び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、 病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金 る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷 (以下「年金たる補償」という。 同月前の期間に係 及

区指

青森県告示第四百九号

のように改正する。 員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額) 平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号(青森県議会議員その他非常勤の職 の 一部を次

医難

医難

医難

平成二十九年五月二十二日

青森県知事

 \equiv 村 申 吾

項中 表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」 「二万八千五百六十円」に改める。 「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の 「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円<u></u>

則

この告示は、告示の日から施行する。

1

2 適用し、 改正後の表の規定は、 同日前の期間に係る介護補償については、 平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について なお従前の例による。

青森県告示第四百十号

により公表する。 る法律施行規則 項の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定 医師を次のとおり指定したので、 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第 難病の患者に対する医療等に関す

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申

吾

	病指定	病指定	病指定	分	定医の
	横濱	廣畑	佐々木	E	E
	美 晴	美枝	均	ź	3
	病院 病森慈恵会	院学部 部 附 属 病	ニック 咽喉科クリ	名称	を行った
_	字近野一四六の	M 弘前市大字本町	字泉川二二の七	所在地	う 医 療 機 関て指定難病の診断
	内科	神経内科	耳鼻咽喉科	診療科名	す
	二九・ 四・二八	二九・ 四・二七	完・ 一 元 に 二 四 二 四 に 四 に 四 に 四 に 四 に の に る に の に の に の に る に 。	年月日	指定

青森県告示第四百十一号

規定により、 る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 社会福祉士及び介護福祉士法 次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 (昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の 同条第二項において準用す

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

011-1 011-1	番	登				
001	号	绿				
<u></u>	年	登				
・成	月					
=	H	録				
会法社	名	氏名				
人会 同福		見ば				
伸祉						
二字字八 の大大戸 一山久市 三保大	1	住				
一川久市三保大	所					
台イ瑞 ツ光	名	事				
白園 銀ハ	称	業				
二字字八	所	未				
五姥白戸 の久銀市	在	所				
一保町大	地	//1				
<u> </u>	年	予業				
· 成	月	務開				
五五	日第	定始				
福介 祉護	1	備				
施老設人	ž	考				

三

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

平成二十九年五月二十二日

青森県知事

三 村 申 吾

特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃業務委託一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営管理課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法 般競争入札

落札者を決定した日

四

平成二十九年三月二十三日

落札者の名称及び住所

Ŧī.

東洋建物管理株式会社 青森市橋本一丁目七の三

六 落札金額

二千八百五十六万六千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

入札の公告を行った日

平成二十九年二月一日

除雪車両の購入に係る一般競争入札

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十九年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

- 次に掲げる物品 (以下「購入物品」という。) に係る一連の調達とする。
- 除雪グレーダ(三・七メートル級) 三台
- 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 二台
- ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級) 二台
- 除雪トラック(七トン級、 散水機能付) 一台
- 除雪トラック(七トン級) 一台

(<u>Fi.</u>) <u>(四</u>) (\equiv)

- $(\overrightarrow{\hookrightarrow})$ 除雪ドーザ(十四トン級) 一台
- 小形除雪車(一・三メートル級、草刈装置付)

(七)

- 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級) (東青)

一 台 台

- 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級)(西北)
- 購入物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。
- 購入物品のうち伍、八及び仇に掲げるものにあっては、県所有の物品との交換 右に掲げる一から仇までの購入物品ごとにそれぞれの入札とする。
- 納入期限 契約による。

三

納入場所

平成三十年三月十六日

入札に参加する者に必要な資格

購入物品それぞれの入札説明書による。

四

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 れた者であること。 争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付さ 札参加資格)の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競 参加資格)の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入 資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加 (物品等の競争入札

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

札の時までの間に、受けていない者であること。事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一

- 知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指
- あること。 5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者で
- ていることを証明した者であること。
 6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され
- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。いて、次に従い、購入物品それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ
- 2 提出時期等
- は、これに応じなければならない。 申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に月十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、月十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、
- ないものとする。
 □ ○の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ
- □ □の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話(〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七—七三四—九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年七月三日(時間は、購入物品それぞれの入札説明書による。)

場別

2

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

入札執行回数

八

原則として三回を限度とする。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

九

月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。 入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三

落札者の決定方法

+

もって有効な入札を行った者を落札者とする。制限の範囲内で、最低の価格(交換にあっては、交換差金に係る最低の価格)をされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の入札参加資格審査において、購入物品ごとに、購入物品に要求する性能等が満た

- 一 契約書の取り交わしの時期
- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四
- 十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

る金額を入札書に記載すること。
る金額を入札書に記載すること。
る金額を入札書に記載すること。
る金額を入札書に記載すること。
る金額を入札書に記載すること。
る金額を入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、 無効と

3 その他 詳細は、 入札説明書による。

SUMMARY

t o Nature bе purc a n Д s e d q u a n t i ty 0 t h e prod Ľ

- Θ G Thre 3 n o w Removal Grad
- (purcha rad s e) Le gth: ω . 7 M e t e r s -C l a s
- (Grad) \vdash (2) S n o ₽ \aleph e m o v a l G r a Д

(S)

L e Ħ g t h : 4. 0 \leq eters-Cla

(2) Rotary S Ħ o w P

s e)

ω

Kilowatts-Class) Wid t h : 2. 6 Meters

se)

0 (1) Sno ¥ Remo v a l Tru

(Operating S k l e r Wei Ø S þ 1 t : 7 Tons-Class

(purchase) prin y s t e

(Operating 0 S n o Weight: 7 ₩ Removal Tru 0 n s - C l a s s)

(5)

0 079 (D Tr purch c t o r ase) With S Ħ 0 ₽ P 1

6

erating Weight: 14 $T \circ n \circ C \circ 1 \circ s \circ 1$

(3) (1) Wid S m a 1 1Rotary ω M e t e r s -C 1 a s sS Ħ 0 W

¥ Мо w i n 0,0 t h : 1. H q u i p m e n

∞ o n (1) Anti-F н е Θ N μ. Ħ œ Þ **07**0 Ф Ħ \leftarrow Ω рга y i n

О (Loading Capac ۳. 2 បា С ¤ ф С M e t e

> (exchan purch

9 One Anti-Free z i n 0,0 Agent S prayin

(Loadin Сарасі t y 2 បា С Z Ъ С Ме

ss) (Seih

han purc S e)

i m e l i m i t f o r t e n d

2

refer to

а

b i d

manual in

July, 2017

Account Management Division Contact Point f o r t h e notice:

ω

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Nagashima Governmen

Aomori

City,

Aomori

030 - 8570

TEL 017 - 734 - 9104

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 道土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 明

-成二十九年五月二十二日

西北地域県民局長 Щ 本 馨

"	理	区役
	事	一員の
野呂	木 村	氏
萬蔵	輝之	名
〃 〃 大字驫木字亀ヶ崎七九の	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎八七	住
"	デ・ ピ・ 式 ・ 就任	の 年 月 日就任及び退任

"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	
		事									事			事								
黒滝	吉田	大沢	小野	坂 崎	平 岡	平岡健	吉田	木村	小 野	吉田	野呂	福沢	吉田	大沢	木 村	平 岡	平岡健	小野	吉田	小 野	吉田	
昭	正 身	一 夫	昌	昭市	多七	郎	隆	輝之	時雄	清澄	萬蔵	武一	正 身	一 夫	良 幸	多七	郎	昌	隆	時雄	清澄	
"	の " 一	の " 一	"	_" _"	の / 二 九	"	の〃 五	"	ー " ○ の	"	— "	ー″ の 六 ○	の // 一	の " 一	四〃	の / 三 九	"	"	の ″ 五	ー " ○ の	"	_
"	"	"	"	"	"	"	"	"	の 九 三	"	"	0 "	"	"	"	"	"	"	") の 九 三	"	
大字追	大字驫木字亀	大字追	大字驫	"	"	大字追	大字驫	"	大字追	"	"	"	大字驫木字亀	"	"	"	大字追	"	大字驫木字亀	大字追·	"	
大字追良瀬字塩見崎六四	木字亀ヶ崎一一六	大字追良瀬字塩見崎九五	大字驫木字根株六二	字塩見山平二	" ====================================	大字追良瀬字塩見崎七二	大字驫木字亀ヶ崎一五六	字塩見崎八七	大字追良瀬字塩見山平二	字根株八七の一	字亀ヶ崎七九の	字塩見山平二一	木字亀ヶ崎一一六	字塩見崎九五	字相野山一七	" ====================================	大字追良瀬字塩見崎七二	字根株六二	木字亀ヶ崎一五六	大字追良瀬字塩見山平二	字根株八七の一	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	元・四・六 退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭